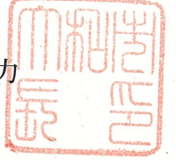


大和市告示第121号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第3項の規定により、同条第2項の規定による裁決の送達について、送達を受けるべき者の所在が知れないので、同法第50条第1項に規定する裁決書の謄本を本市総務部人財課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年6月25日

大和市長 古谷田 力



送達を受けるべき者の氏名

上田 優太郎